

**福岡市觀光・MICE 推進プログラム改定
に係る方向性検討等業務委託
提案競技実施要項**

**令和7年4月
福岡市経済觀光文化局
觀光コンベンション部觀光産業課**

目次

1 業務委託契約の概要.....	1
2 この提案競技に参加する者に必要な資格	2
3 スケジュール	3
4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）	3
5 参加申請・企画提案書の提出.....	4
6 提案審査	6
7 採点方法および契約相手方の決定方法.....	7
8 その他の留意事項.....	7
9 失格用件.....	8
10 添付資料	8

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

福岡市観光・MICE 推進プログラム改定に係る方向性検討等業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(3) 趣旨

福岡市は、第三次産業が9割を占める産業構造であり、来訪者を増やし、消費を拡大することが都市全体に活力をもたらすことから、これまで、福岡市観光・MICE 推進プログラムに掲げている「九州のゲートウェイ都市機能強化」、「MICE 都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」の3つを柱として、観光・MICE の振興に積極的に取り組んできたところである。

本業務は、現行の福岡市観光・MICE 推進プログラムの計画期間が令和7年度に終了することに伴い、令和8年度から10年度までを計画期間とする次期福岡市観光・MICE 推進プログラムを策定するにあたり、EBPMの考え方に基づき、これまでの取組みに対する評価を行った上で、残された課題を整理するとともに、その課題に対する方向性のほか観光客等の動向や国・他都市・民間の取組み、世界的なトレンドなどに基づく新たな施策の方向性を定めることを目的としている。

この企画提案競技は、提出書類等の内容について、コンセプトや企画内容、経験・実績、体制・スケジュール、見積額などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を契約先最終候補として選定するものである。

この企画提案募集要項は、観光への理解促進事業業務委託の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

(4) 予算額

13,200千円（上限額、消費税及び地方消費税を含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案要望の内容

資料Ⅰ「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと。）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年4月11日（金） |
| (2) 質問書締切 | 令和7年4月16日（水）17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和7年4月21日（月） |
| (4) 参加申請締切 | 令和7年4月24日（木）17時 |
| (5) 企画提案書締切 | 令和7年4月30日（水）17時 |
| (6) 一次審査（書面審査）結果通知 | 令和7年5月2日（金） |
| (7) 提案競技（プレゼンテーション） | 令和7年5月12日（月） |
| (8) 事業者決定および通知 | 令和7年5月12日（月）（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和7年5月12日（月）以降 |

※ 説明会は開催せず、質問のある場合は、質問書を提出すること。提案競技（プレゼンテーション）はオンライン開催とする。

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

- (1) 提出期限

令和7年4月16日（水）17時まで

- (2) 提出先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

電話番号：092-711-4353 FAX:092-733-5901

メールアドレス：kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 提出方法

様式Ⅰ「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式Ⅰ「質問書」を提出した際は、(2)に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 質問についての回答

回答は、令和7年4月21日（月）に福岡市のホームページ上に掲載する予定

5 参加申請・企画提案書の提出

(1) 提出締め切り

- ① 参加申請書 令和7年4月24日（木）17時まで（郵送の場合は必着）
- ② 企画提案書 令和7年4月30日（水）17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

提出先に(5)の提出書類の原本を郵送（締切日時必着）し、データは電子メールにて提出のこと。郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_（提案事業者名）_企画提案書」（※（ ）は各々必要事項を記載）とすること。

(3) 提出部数

- ① 参加申請書 原本：1部
電子データ：1ファイル
- ② 企画提案書 原本：各1部（正本、副本）
電子データ：各1ファイル（正本、副本）

(4) 提出先及び問い合わせ先

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

電話番号：092-711-4353 FAX:092-733-5901

メールアドレス：kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(5) 提出書類

ア 参加申込書関係

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑨の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書（様式2）

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書（法人の場合）

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。
なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 消費税および地方消費税納税証明書
注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
注) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。
- ⑥ 委任状（様式2-2）
注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。
- ⑦ 誓約書（様式2-3）
注) 様式2-3に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
- ⑧ 役員名簿（様式2-4）
注) 様式2-4に、代表者および役員（力の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し
注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
注) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成の上、提出すること。
- ⑩ 共同事業体で応募する場合は、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」（様式は任意）を提出すること。

イ 提案書関係

- ① 提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

様式4「配置計画」、様式5「見積書」

※様式5については本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。

なお、「I-(4)予算額」に留意すること。

※経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載すること。

6 提案審査

(1) 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）参加対象者を5社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。

結果通知：令和7年5月2日（金）

(2) プrezentation

最優秀提案者（採択予定事業者）を選考するために設置される審査委員会の委員に対して、事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションはウェブで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが実施すること。JVによる提案を行う場合は、代表者となる事業者がプレゼンテーションを行うこと。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者にEメールで通知する。

① 日時

令和7年5月12日（月）

② 方法

WEB会議ツール（Teams、Zoom等）を用いたオンライン開催

※ 5月8日（木）17時までに、対象事業者にEメールで該当URL等を通知する。

※ 参加時のアカウントは、事前に通知する社名（A社、B社など）で参加すること。

③ 時間

25分（説明15分・質疑応答10分）

※ プrezentationは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

※ 説明時間終了5分前及び1分前に、事務局から残り時間のアナウンスを行う。

※ 説明にあたっては、提出書類を使用し、企画提案について口頭で説明すること。

なお、資料の追加・変更は認めない。

※ プrezentationを欠席した場合は、選考から除外する。

④ 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という）において、事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーションを基に、資料3「評価項目配点表」に基づき審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(3) 結果通知

令和7年5月12日（月）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

7 採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「評価項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているか（内容点）によって委員が採点を行い、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

合計点は100点満点とし、すべて内容点によるものとする。

各項目の配点および算出方法は、資料3「評価項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、資料3「評価項目配点表」に示す「調査・分析及び観光効果の見える化」「広報手法及び広報ツールの作成」の合計点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。

ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。

- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

9 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

10 添付資料

【資料】

- 資料1 仕様書
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 評価項目配点表

【様式】

- 様式1 質問書
- 様式2 提案競技参加申請書
- 様式2-2 委任状
- 様式2-3 誓約書
- 様式2-4 役員名簿
- 様式2-5 個人用財務諸表
- 様式3 提案競技参加辞退届
- 様式4 配置計画
- 様式5 見積書
- 参考 共同事業体協定書ひな形
- 参考 共同事業体構成団体一覧ひな形

以上